

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年霧島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（霧島市長の選挙における候補者に限る。）」を削る。

第9条中「12円」を「（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第109条の8の規定により読み替えて適用される同施行令第109条の7第2項に規定する作成単価をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される霧島市議会議員及び霧島市長の選挙において適用し、同日の前日までにその期日を告示された霧島市議会議員及び霧島市長の選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の施行に伴い、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のビラを頒布すること及び条例で定めるところにより当該ビラの作成費用を無料とすることが可能となったことを踏まえ、霧島市議会議員の選挙運動に使用するビラの作成費用を公費で負担するべく、本条例の所要の改正をしようとするものである。